**平成２２年（フ）第１３７号**
長野県北佐久郡御代田町大字茂沢371番地355
債務者　島田菜穂子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２２年（フ）第１３８号**
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3992番地６　サンコーポラス御代田１―202
債務者　竹内　千鶴
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２２年（フ）第６０９号**
青森市浪館前田３丁目６番73号　わかさ荘７号
債務者　田名邉保治
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第６２８号**
青森市金沢５丁目27番15号
債務者　田子紀美子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１２号**
沖縄県うるま市字赤野1046番地１　フローレンスハイム102
債務者　岩崎　恵美（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第１８１３号**
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅５―506号
債務者　井上真知子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１８３６号**
東京都調布市小島町３丁目81番地14ファーストメゾン102
債務者　緒方　勝美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１８４４号**
東京都町田市高ケ坂1857番地公社住宅Ｂ752
債務者　熊谷　洋平
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１８６０号**
東京都多摩市落合３丁目２番地６―504
債務者　グライン麻貴
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第７５３号**
神奈川県座間市相模が丘５丁目５番32号
債務者　國分　康美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第９１７５号**
大阪市住之江区新北島２丁目２番29―501号
債務者　前野　和人
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１５７号**
熊本県八代市古城町2414番地21
債務者　土田まゆみ（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２２年（フ）第６２２号**
静岡県焼津市中新田1391番地の13
債務者　鈴木みちる
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７１５号**
静岡県榛原郡吉田町神戸124番地　アムールポルテＢ―202
債務者　トーロ　イシザワ　マルガレッチこと石沢マーガレット
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７９８号**
静岡県藤枝市堀之内523番地の42
債務者　鹿村總三郎
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部